

再処理施設に係る廃止措置計画の変更認可申請について（概要）

廃止措置計画の変更認可申請の主な内容は以下のとおり。

1. 使用済燃料搬出方法等の追加

分離精製工場（MP）に貯蔵しているふげん使用済燃料（265 体）については、東海再処理施設から全量搬出することを廃止措置計画（平成 30 年 6 月 13 日認可）に定めている。今回の変更認可申請では、使用済燃料の搬出方法及び安全対策について具体化する。

2. 性能維持施設の追加

令和 3 年 9 月 30 日の廃止措置計画変更認可申請で示した安全対策施設（高放射性廃液貯蔵場（HAW 施設）及びガラス固化技術開発施設（TVF）の火災対策、内部溢水対策及び事故対処設備配備場所に設置する事故対処設備）等について、新たに性能維持施設に追加する。

上記の他、MPの燃料カスククレーンのワイヤロープ2重化、TVFの固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換及びMP、HAW施設等への浄水供給配管の一部更新に係る3件について設計及び工事の計画を示す。

以上